

小規模事業者持続化補助金 補助対象経費の支払に係る留意事項について

愛知県商工会連合会

小規模事業者持続化補助金事務局

- 1 以下の経費等は補助対象外となります（誤りが多かったものを抜粋）
 - (1) 「小規模事業者持続化補助金【公募要領】」39ページから46ページにおいて記載されている【対象とならない経費例】に該当するもの
 - (2) 交付決定前や事業期間終了後に発注、購入、契約、導入、配布、支払等をしたもの
 - (3) 販売するための商品や製品そのものの生産に係る費用
 - (4) 販売するための商品を包装するためのパッケージ・ラベル等の印刷代・作成代（パッケージ等のデザイン代は補助対象になります）
 - (5) 直接人件費（雇用増加に係る取組をする場合の増加した人件費含む）
 - (6) ホームページ作成等におけるサーバーのレンタル料、ドメインの使用料などランニングコスト的なもの
 - (7) ポイントカードを導入する場合のポイントカード自体の印刷・作成代 など
- 2 補助事業に係る経費の支払い等について
 - (1) 原則、金融機関からの振込により支払うこと

※補助金には、透明性、客観性、適切な経理処理が要求されており、振込により第三者（金融機関）による証拠書類（明細書）を残すため
※証拠書類として「振込明細書」等のコピーを実績報告時に提出

補助金執行の適正性確保のため、旅費を除き、1取引10万円（税抜き）を超える支払いについて、一切、現金払いは認められません（現金払いをした場合は、再度、補助事業実施期限（最長で平成28年12月31日）までに振込等で支払い（支払先への着金も含む）をしない限り、補助対象経費にすることは出来ません）。

※購入元に「支払方法は現金限り」と言われても「補助金の対象にならなくなる」など説明・説得して、振込での支払いを可能にして貰ってください。

 - (2) 振込により支払いをする場合、振込手数料を差し引かず、「請求書」に記載された金額を振り込むこと（通常の取引では振込手数料を購入元が負担していても、補助金の対象となる取引は特別な取引だと意識し、支払いをしてください）

※振込手数料を差し引いて振り込んだ場合「振込明細書」等のコピーの他に「領収書」のコピーの提出が必要です
 - (3) クレジットカードでの支払いは極力行わないこと

※証拠書類として「領収書」「クレジットカード利用明細」「カード利用代金が引き落とされた通帳」全てのコピーが必要となります
※クレジットカードでの支払いは、補助対象経費からカード利用時に付与された、あるいは利用したポイント分等を減算する必要があり手続きが煩雑になります
※ネットショッピングを利用される場合でも、代金引換や銀行振り込み、コンビニ支払いなど、クレジットカード以外で代金支払いをしてください
 - (4) 経費支出関係書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）の宛名は補助金の交付決定を受けた「補助事業者名」で統一すること
 - (5) 「見積書」「発注書」「納品書」「請求書」「支払い」等は補助事業に関するものとその他のものを一緒にしないこと（関係書類を別々に発行して貰った上で、補助事業に関する費用のみを支払うこと）（実績報告時には補助事業に関するもののみ提出）